

でんさい®の 利用の手順について

「でんさい®」は株式会社全銀電子債権ネットワークの登録商標です。

目次

1. メリット	P 0 3
2. 普及状況	P 1 3
3. 利用準備	P 1 6
4. 取引方法、支払不能処分制度	P 3 0
5. 事例紹介	P 3 5
6. 利活用	P 3 9

1. コスト削減

手形・領収書の取扱いに係る印紙税・
郵送料等を削減

2. 事務負担軽減

手形への記入・押印、
取立依頼等の事務負担を軽減

3. リスク低減

手形と異なり、
盗難・紛失リスクを解消

4. 資金繰り円滑化

取引金融機関で支払期日前に資金化が可能※
必要な資金の分だけ分割して資金化が可能

※金融機関で取扱可否・審査基準・所要時間等が異なります。

メリット(①コスト削減：支払企業)

	手形	でんさい
変動費	手形用紙代	発生記録手数料 ※金融機関毎に設定されている (数百円の例が多い)
	手形印紙税:非課税～20万円	－(不要)
	手形郵送料:519円(一般書留) ※追加保証料:5万円ごとに21円	－(不要)
固定費	署名判印刷等	基本利用料(法人IB利用料)

※金融機関の手数料は各金融機関で異なります。弊社が設定しているものではありませんので、詳しくはお取引金融機関にお問い合わせください。

メリット(①コスト削減：受取企業)

	手形	でんさい
変動費	取立手数料	入金手数料 ※金融機関毎に設定されている (無料～数百円の例が多い)
	領収書印紙税：非課税～20万円	－(不要)
	領収書郵送料：404円(簡易書留)	－(不要)
固定費	損害保険(紛失/盗難)等	基本利用料(法人IB利用料)

※金融機関の手数料は各金融機関で異なります。弊社が設定しているものではありませんので、詳しくはお取引金融機関にお問い合わせください。

Point

「でんさい」に記録された決済結果で支払を確認できるため、当事者間の合意で領収書を不要にできます。また、領収書を発行する場合も、でんさい支払であることを記入すれば非課税になります。

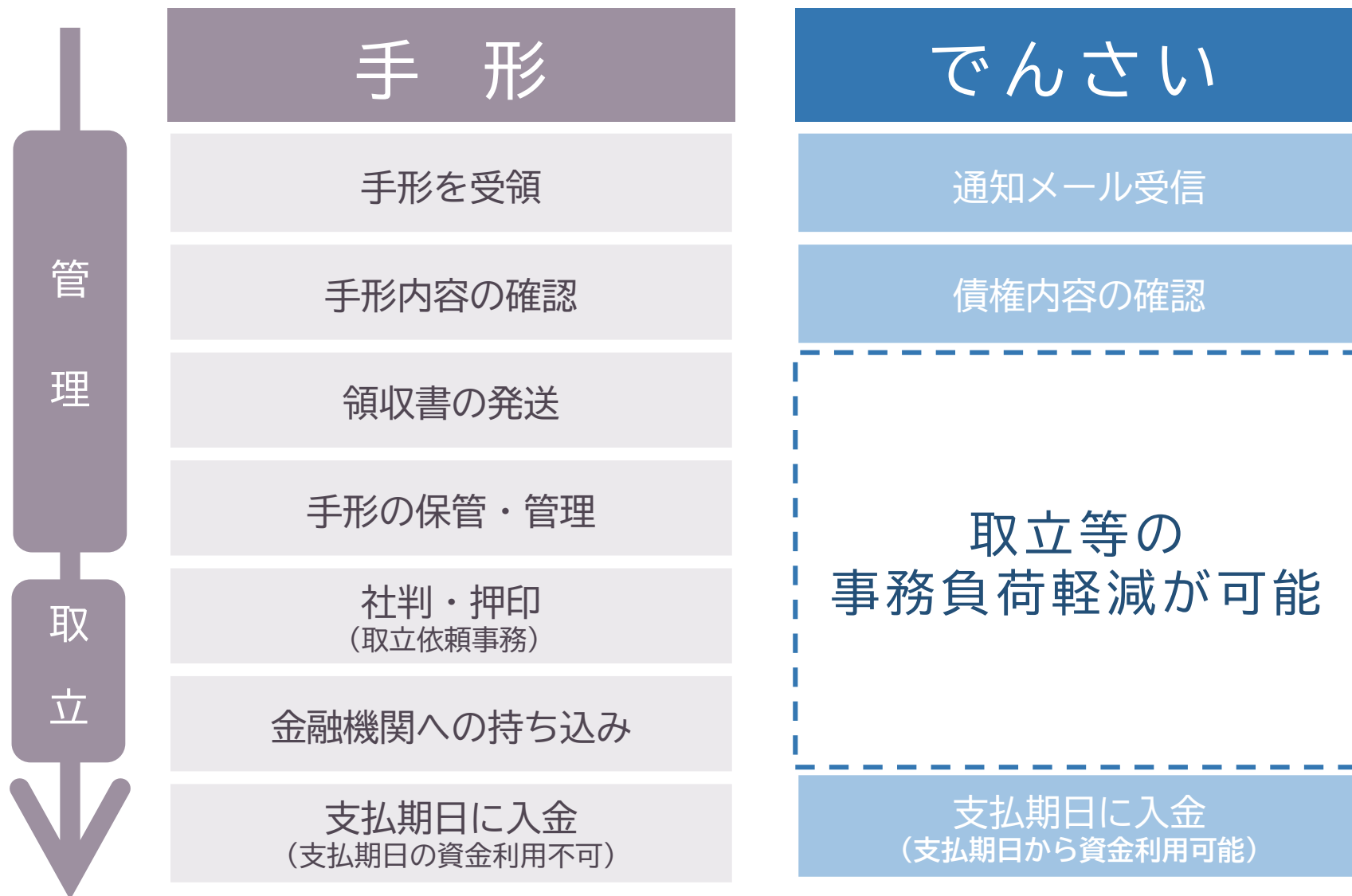
メリット(②事務負担軽減：支払企業)

支払企業の事務の流れ



メリット(②事務負担軽減：受取企業)

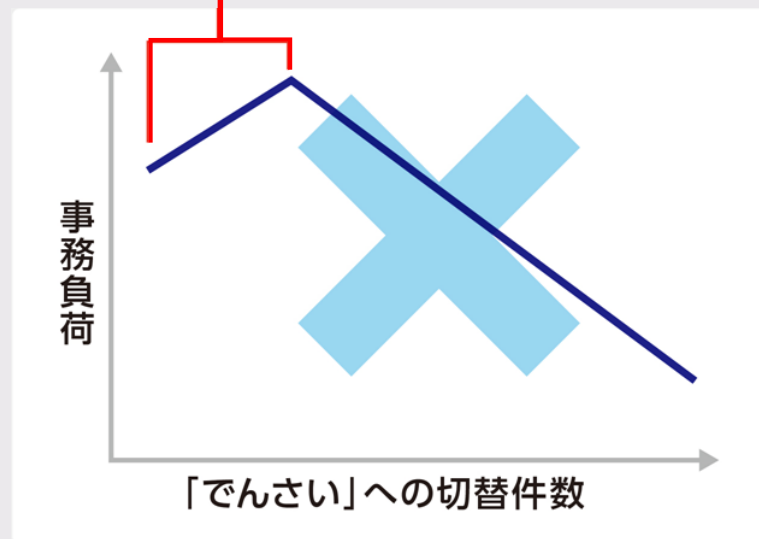
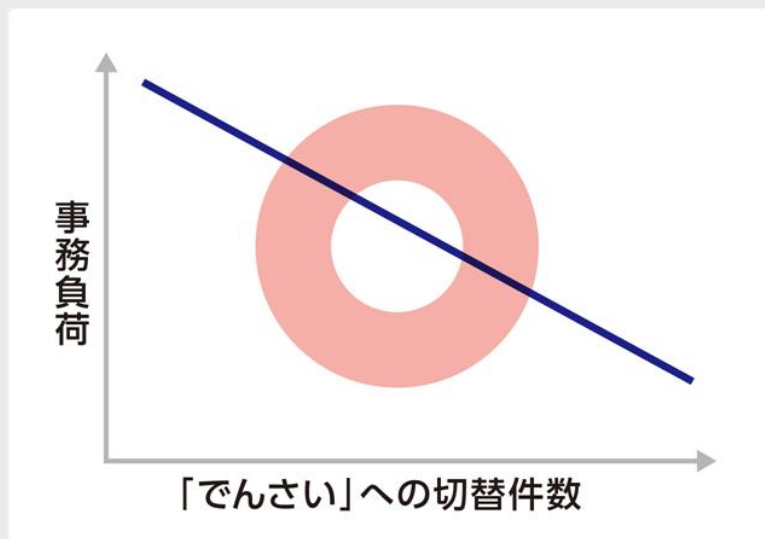
受取企業の事務の流れ



1 メリット(②事務負担軽減)

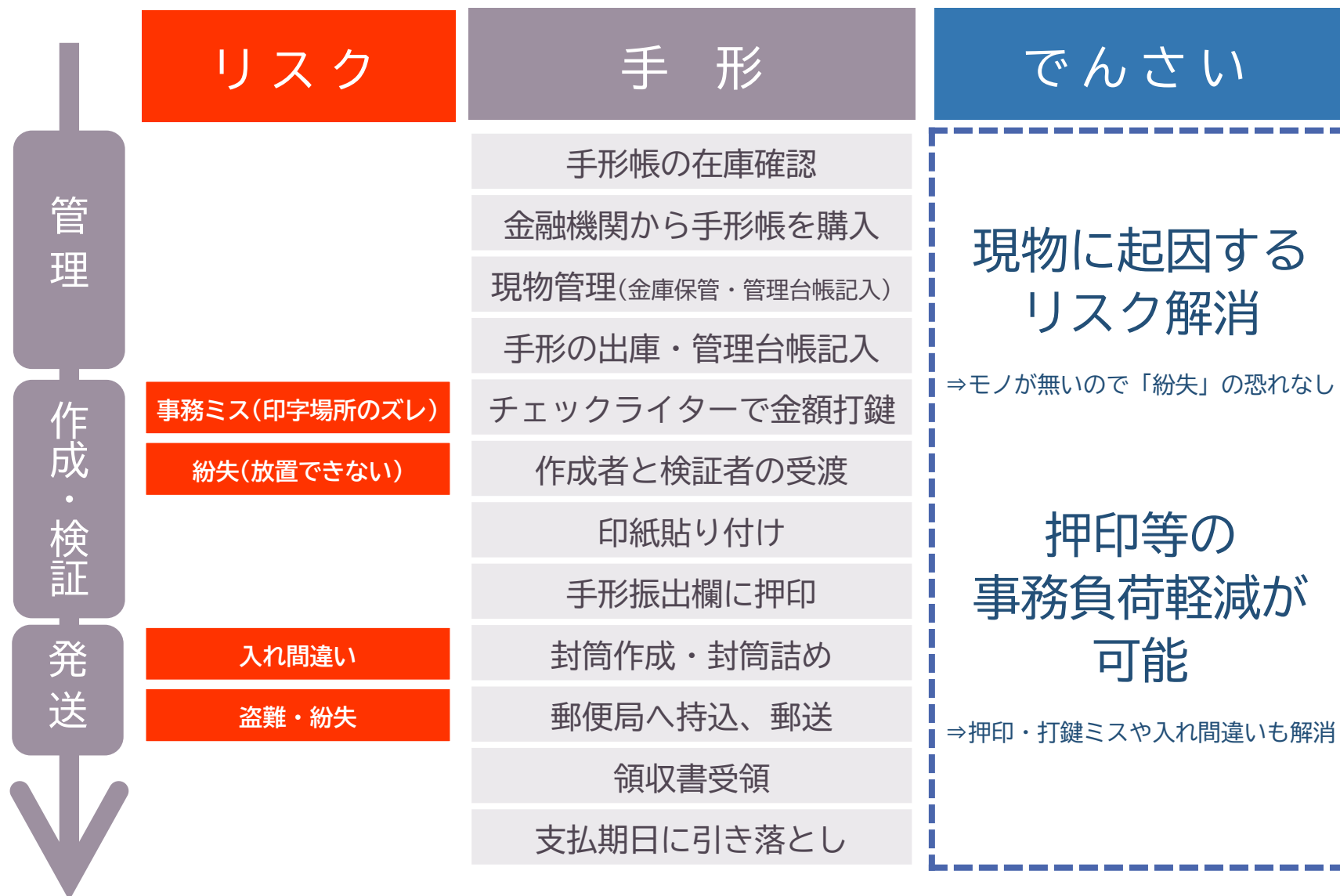
- 「でんさい」と「手形」の取引(支払・受取)が併存した場合であっても、トータルの事務負担は軽減されます。

手形と比べ事務負担が大幅に軽減されるため
一部切替でも事務負担は増加しない



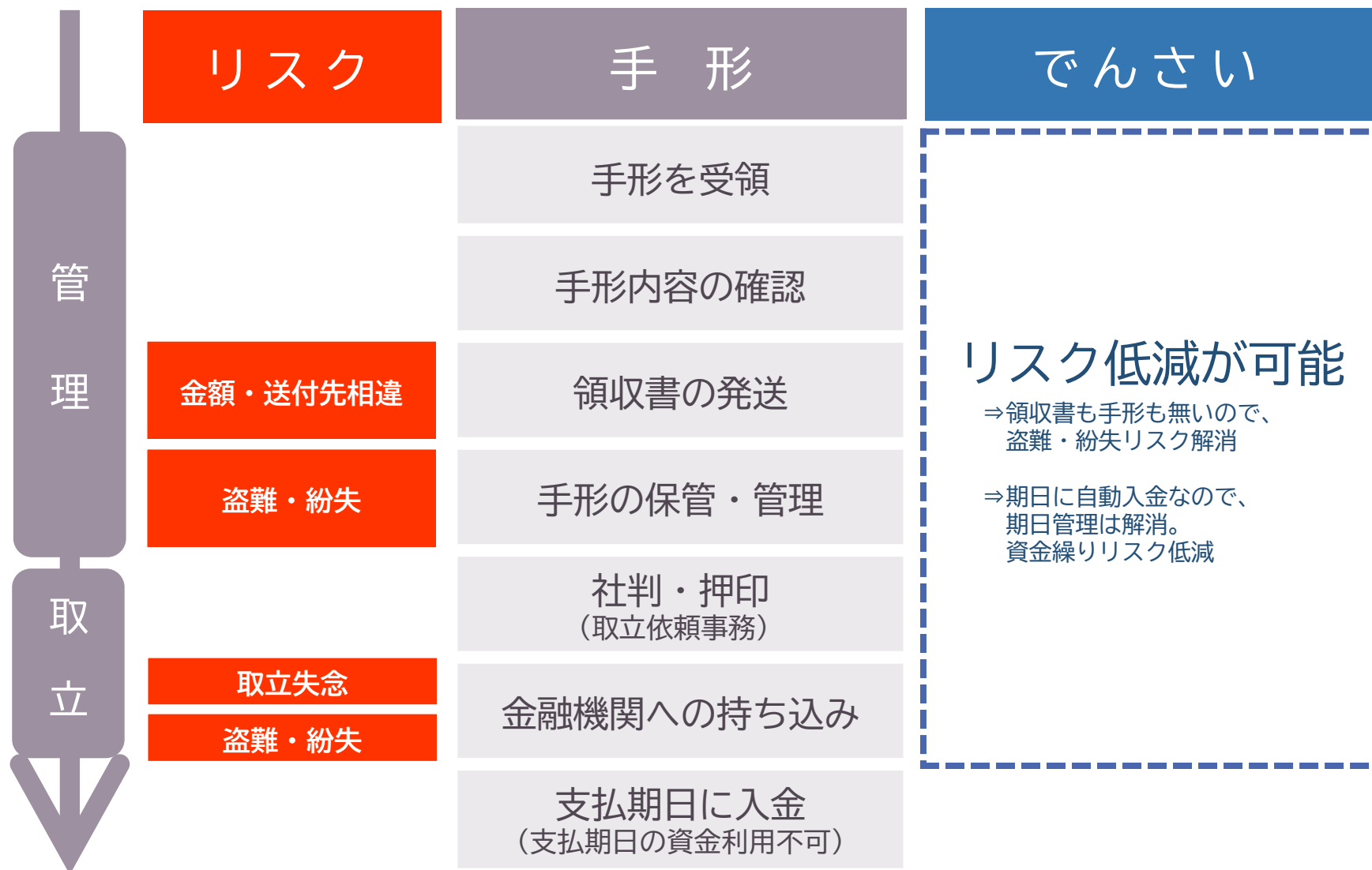
メリット(③リスク低減：支払企業)

支払企業の事務の流れ



メリット(③リスク低減：受取企業)

受取企業の事務の流れ



1 メリット(③リスク低減)

でんさいの安全対策

制度面	・金融機関において、犯罪収益移転防止法にもとづく取引時確認(本人確認)を実施。 ・詐取等が生じた場合に、記録された取引内容から相手先や流通経路を追跡可能。
運用面	・「でんさい」を振出(発生)または譲渡してから口座間送金決済が行われるまで、一定の期間を要する(資金を即時に持ち逃げすることはできない)。 ・「でんさい」の振出(発生)または譲渡等の結果は、電子メール等で事前に通知される(資金決済される前に確認・停止することが可能)。
システム面	・公益財団法人金融情報システムセンターが策定した、「金融機関等コンピュータシステム安全対策基準」に準拠して、システム(記録原簿)を構築・運営。
災害対策	・災害等が発生した場合には、バックアップセンター(システム)で業務を継続。

※お客様におけるセキュリティ対策(ウイルス対策ソフトの導入等)も重要です。

Point

でんさいは、取引先・金融機関・郵便局等に行かずに、**テレワークでも利用が可能です。**

メリット(④資金繰り円滑化)

- 支払期日に入金が完了しますので、入金時点から資金利用が可能です。
- 支払期日前に割引・担保として活用することが可能です。
※金融機関で、取扱可否・審査基準・所要時間等が異なります。
- 必要な資金の分だけ分割して資金化することが可能です。

例) 資金繰りのため、700万円のでんさいの内300万円を分割・譲渡記録(割引)するケース



【お客様】

【でんさい情報(親債権)】

・記録番号: 001.....
・債権金額: 7,000,000円
⇒ 4,000,000円
・支払期日: 20XX年10月31日
・債務者情報: X社
・債権者情報: A社(お客様)

取引金融機関への分割・譲渡記録により、
債権金額が700万円から400万円に



新たに記録番号が採番され、300万円の
債権として取引金融機関に譲渡され資金化(割引)

【でんさい情報(子債権)】

・記録番号: 002.....
・債権金額: 3,000,000円
・支払期日: 20XX年10月31日
・債務者情報: X社
・債権者情報: 取引金融機関
・保証人情報: A社(お客様)

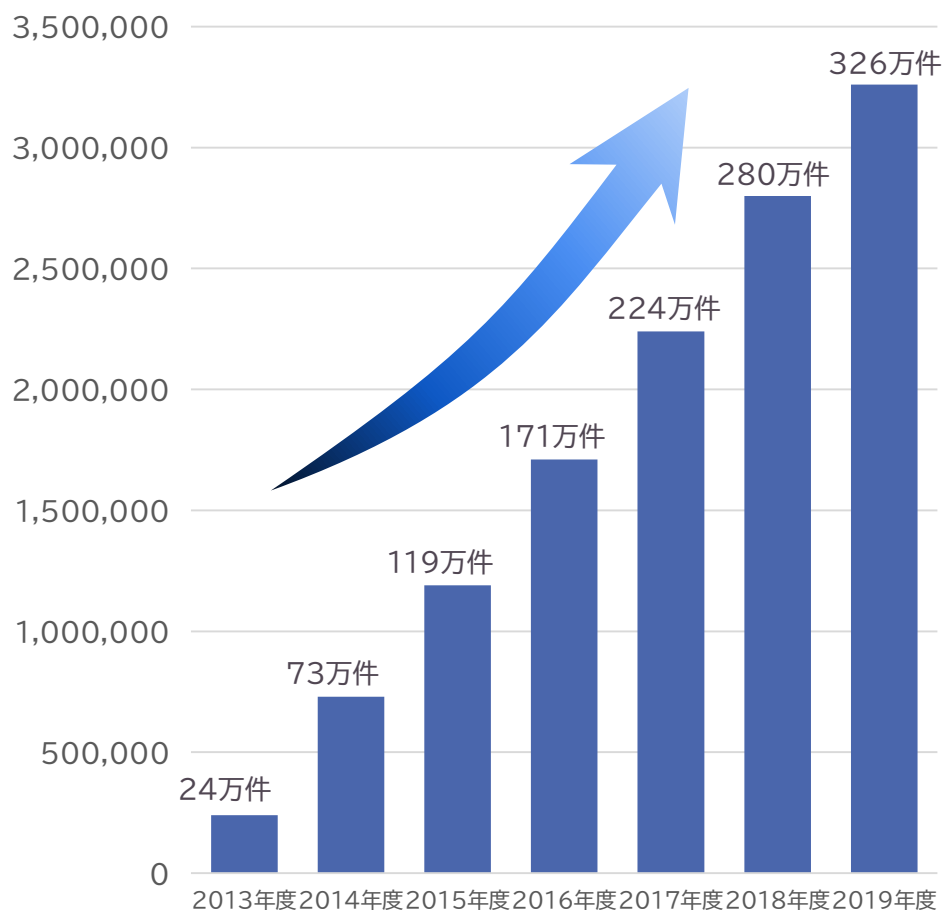


【取引金融機関】

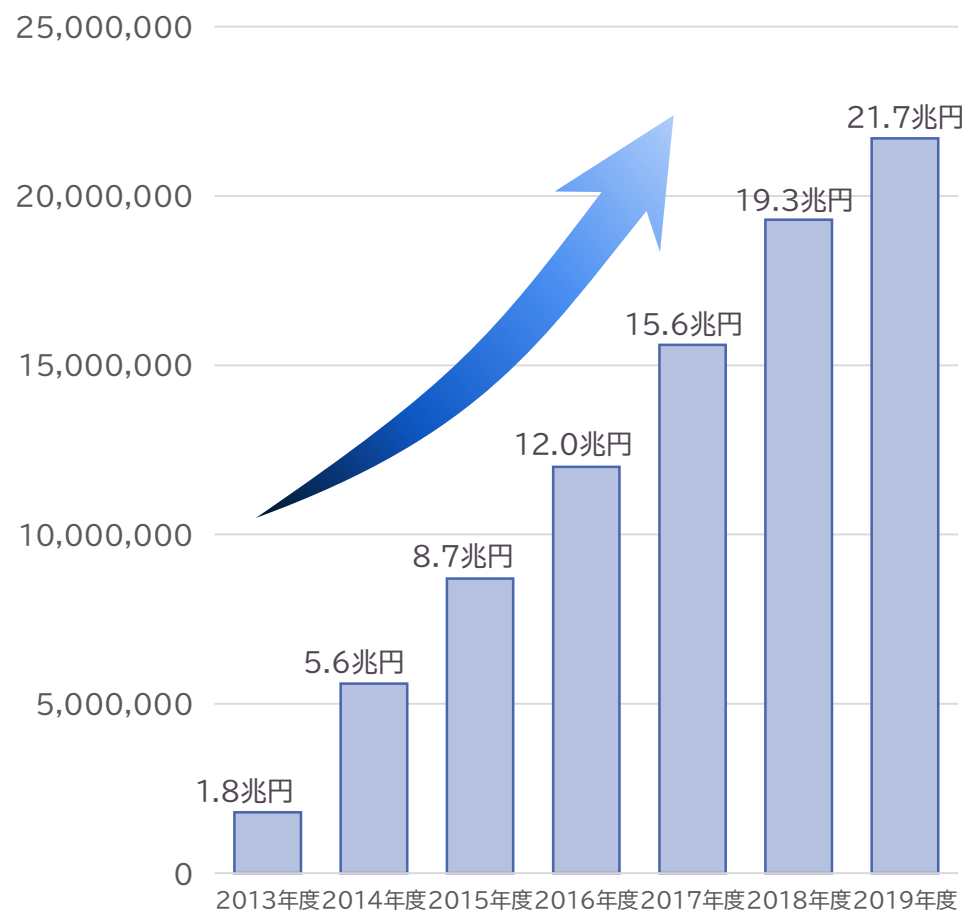
普及状況(発生記録請求件数・金額の推移)

でんさいの発生記録請求件数・金額の推移

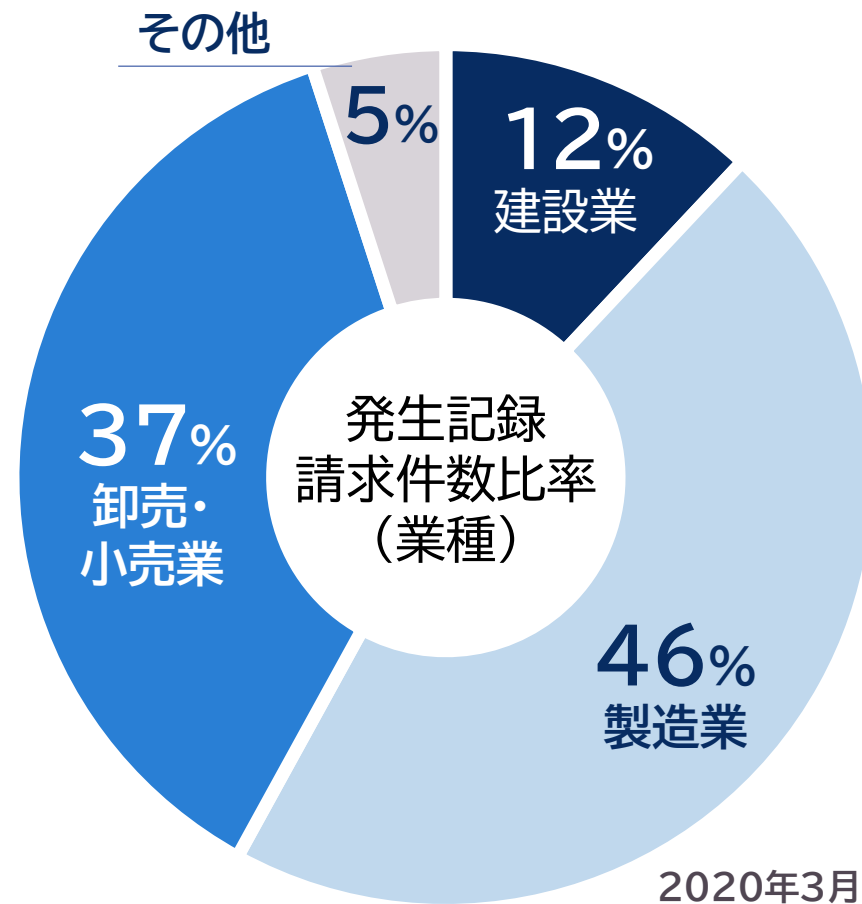
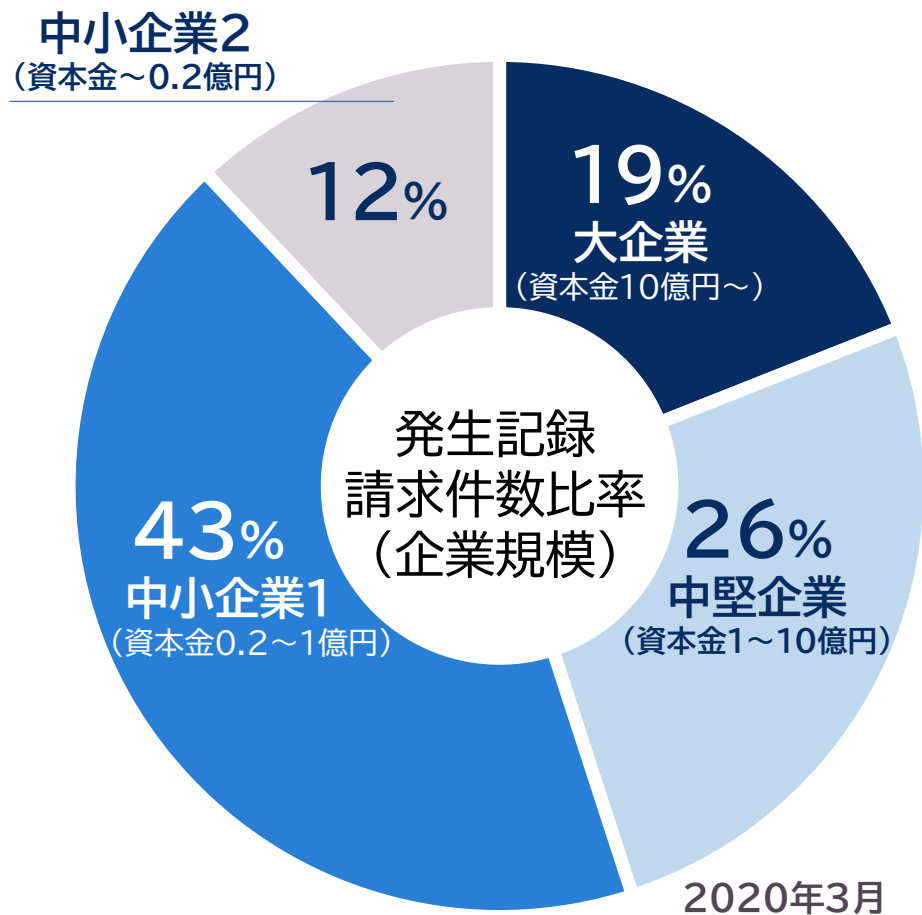
〈発生記録請求件数（単位：件）〉



〈発生記録請求金額（単位：百万円）〉



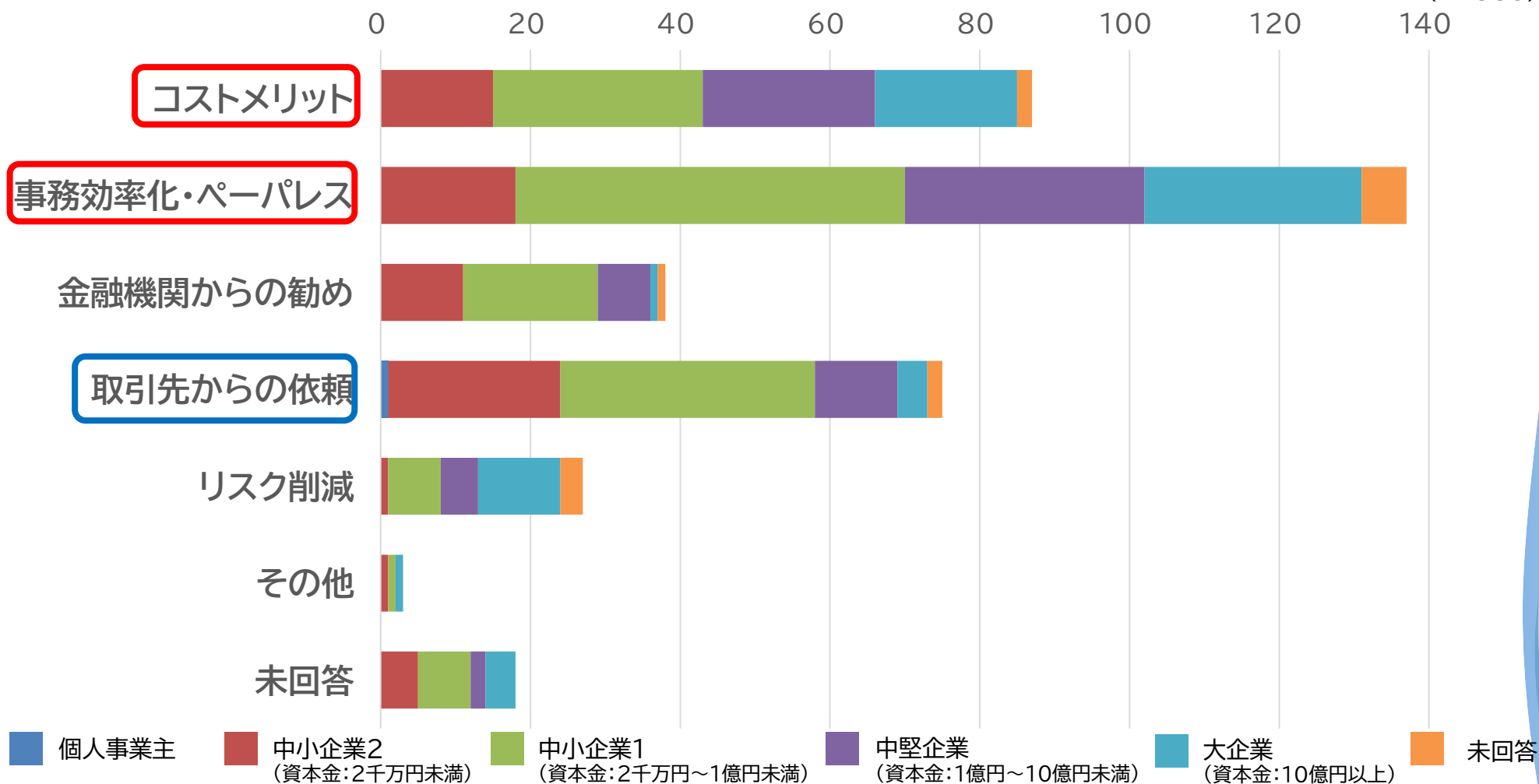
企業規模・業種別の比率



普及状況(アンケート結果※)

■ でんさいを支払で利用するに至った主な理由を教えてください。

(n=385)



※「全国キャラバン2019」でんさいセミナーの参加者アンケート結果より

STEP 1 利用の検討



コストメリットの試算

手形とでんさいの諸費用を確認
※金融機関によって異なります。



社内事務・会計システムの確認

でんさい支払開始までのスケジュールの立案や
支払条件等の検討、支払事務・会計処理等の確認



社内決定

社内全体で意思を統一し、メリット等を共有

STEP 2 取引先への 案内



取引先への案内

案内状を F A X 送信や手形郵送時に同封



回答の取りまとめ

取引先の「利用者番号」と
「決済口座情報」を集計・管理

STEP 3 利用準備



でんさいの利用契約

取引金融機関へのお申込み、契約形態の確認



初期設定

でんさいを取扱う権限者等の設定、
取引先情報の登録



社内事務・会計システムの整備

STEP 1 をもとに、各種整備

STEP 4 支払開始



支払テスト

グループ企業や親密先への振出



本格的に支払開始

(支払開始後)



他の取引先への案内



既存の手形支払先への 継続的案内

- でんさいの支払開始には導入決定から、概ね1か月～6か月程度要しています。

対応事項(例)	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	～
検討開始									
でんさい導入の社内決定									
取引先への説明・意向確認									
でんさいの利用契約締結									
初期設定									
社内事務・会計システムの整備									
支払テスト									
本格稼働									

※対応事項および期間は、経理処理方法（自動消込の可否）、導入している会計ソフト（でんさい対応の可否）等により異なります。

- 多くの企業で、でんさいへの支払方法切替の案内状およびパンフレット等を取引先に送付し、支払条件等の調整をいただいています。

※取引先に送付するパンフレットを無償で提供しています。

Point

「でんさい」への切替率が高い企業からは、
①社内周知、②取引先への継続的な案内
対応がポイントになるとの声をいただいています。

支払企業⇒受取企業への案内状サンプル

支払方法変更に関する案内状サンプル【詳細版】

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

お取引先様 各位

〇〇〇〇〇〇〇〇

「でんさい」による支払に関するご案内

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。また、平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、弊社においては、お取引先様への代金の支払について、約束手形および振込を利用しておりましたが、〇〇〇〇年〇〇月以降、ご同意いただいたお取引先様との間のお取引について、「でんさい」による支払いを開始させていただくことを予定しております。

※「でんさい」による支払条件については、別紙1「『でんさい』での支払条件について」をご参照ください。

弊社が新たな支払方法として採用する「でんさい」は、約束手形や振込等に代わる新たな決済手段として、株式会社全銀電子債権ネットワーク（通称「でんさいネット」）が提供する電子記録債権であり、利用メリットの高い決済手段でございます。

※「でんさい」の利用イメージおよびメリットについては、別紙2「でんさいネットについて」をご参照ください。

つきましては、「でんさい」による支払について、貴社のご意向を確認させていただきたく、別紙3「『でんさい』による支払について」をご記入いただき、同封の返信用封筒または FAX（ - - ）により、〇〇月〇〇日（〇）までに、ご送付いただきますようお願い申し上げます。

本件、お手数をおかけいたしますが、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

敬 具

【お問い合わせ先】
〇〇部 〇〇（ ）、〇〇（ ）
電 話 - -
メー ル -

STEP 1

案内状が届く

**内容の確認**

でんさいへの切替時期、
金融機関手数料の有無等の確認

STEP 2 利用の検討



コストメリットの試算

手形とでんさいの諸費用を確認

※金融機関によって異なります

当事者間の合意で領収書をなくすことも可

※領収書を発行する場合でも、でんさい支払であることを記入すれば非課税



社内事務・会計システムの確認

支払条件や会計処理等の確認



社内決定

社内全体で意思を統一し、メリット等を共有

STEP 3でんさい
契約・回答**でんさいの利用契約**

取引金融機関へのお申込み

**回答書の返送**取引先に「利用者番号」と、
「決済口座情報」を回答

STEP 4 利用準備・ 受取開始



初期設定

でんさいを取扱う権限者等の設定



社内事務・会計システムの整備

STEP 2をもとに整備



受取開始

(受取開始後)



他の取引先への案内

請求書や領収書郵送時に同封、FAXでの送信等

- でんさいの受取開始には、支払企業からの案内状受領後、概ね1か月～3か月程度要しています。

対応事項(例)	1月	2月	3月	～
支払企業からの案内状受領、導入検討（支払条件の確認等）				
でんさい導入（受取）の社内決定				
でんさいの利用契約締結				
でんさい受取可能の回答送付（利用者番号・決済口座情報の通知） ※支払企業情報の登録（指定許可機能を利用する場合）				
でんさいの受取開始				

※対応事項および期間は、経理処理方法（自動消込の要否）、導入している会計ソフト（でんさい対応の要否）等により異なります。

- でんさいの受取件数を増やすために、多くの取引先に案内をしましょう。

Point

過去に「でんさい」の受取を断っている場合でも、その後、利用を開始した際には、当該支払企業に「でんさいの受取が可能となった」旨を改めて連絡することをおすすめします。

その際、案内状で連絡する以外に、請求書などに利用者番号を記載し、取引先に案内する企業も多くいらっしゃいます。

受取企業⇒支払企業への案内状サンプル

でんさい受取対応開始の案内状サンプル

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

お取引先様 各位

〇〇〇〇〇〇〇〇

「でんさい」の利用開始について

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。また、平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、弊社においては、債権管理業務の安全性向上と業務効率化の観点から、お取引先様の代金の支払いについて、「でんさい」に対応できるようにいたしました。

※「でんさい」は、株式会社全銀電子債権ネットワーク（通称「でんさいネット」）が提供する電子記録債権のことです。利用イメージについては、別紙「でんさいネットについて」をご参照ください。

つきましては、貴社において「でんさい」によるお支払いをご希望される場合は、下記の弊社担当部署までご連絡いただきますよう、お願い申し上げます。

敬具

記

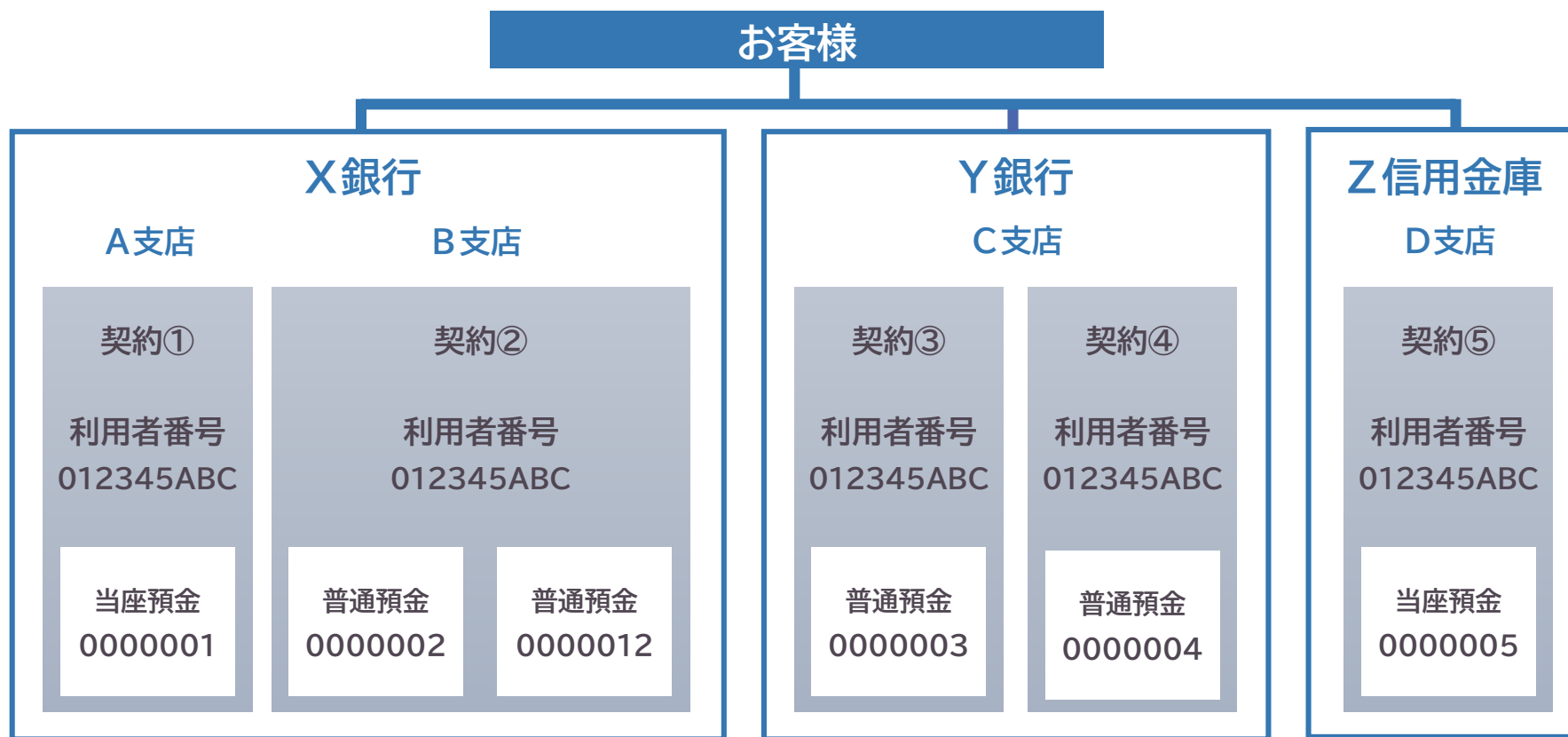
1. 弊社担当部署
部 署：
担当者：
電 話：
FAX：
メール：

2. 弊社の利用者番号および決済口座情報

利用者番号												
決済口座	金融機関名				金融機関コード							
	支店名				支店コード							
口座種別	普通	当座	定期	口座番号								
	更新可能時期				年			月			取引分	

以 上

利用準備(利用者番号)

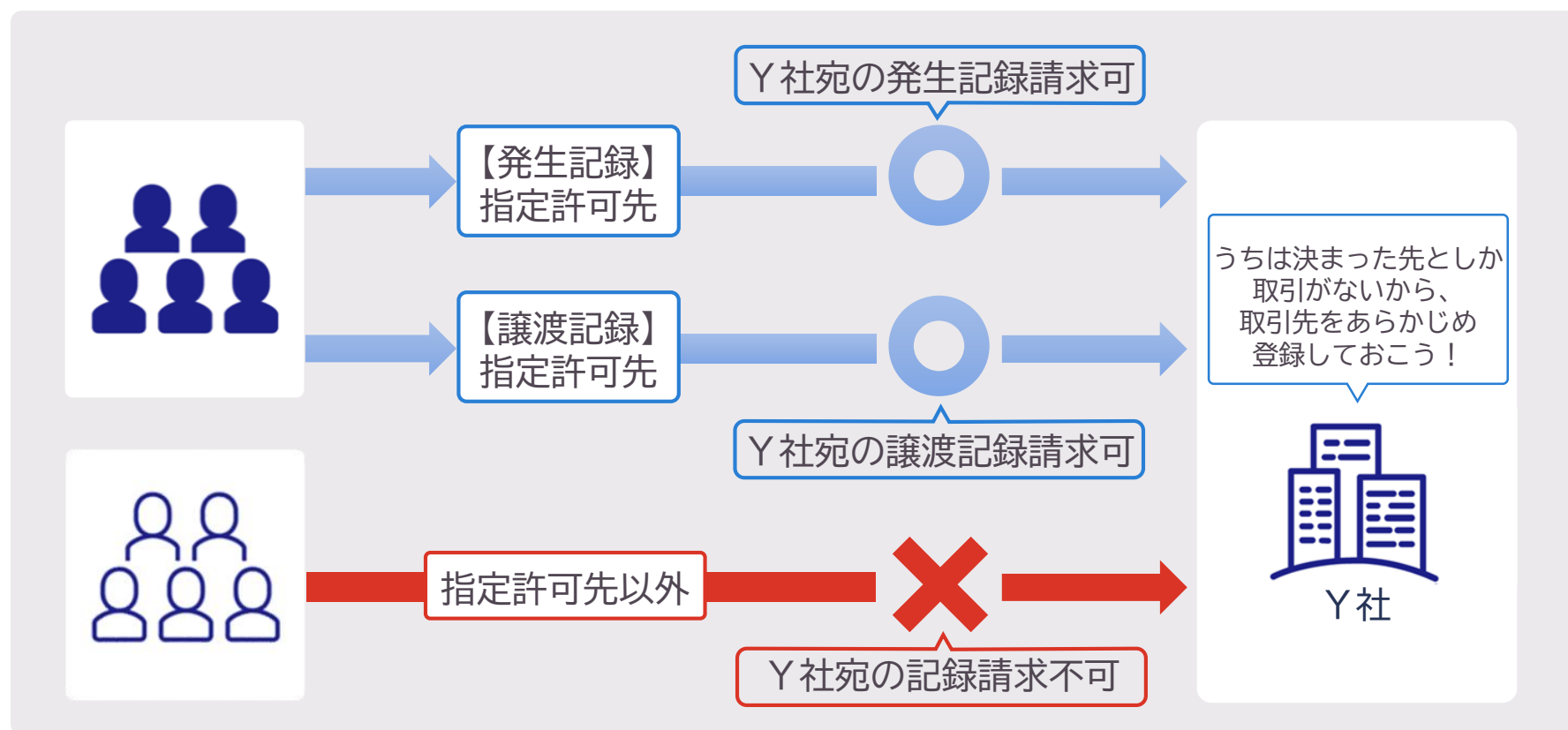


※契約可能な形態(1契約に複数口座設定、1支店に複数契約締結等)は、金融機関によって異なります。

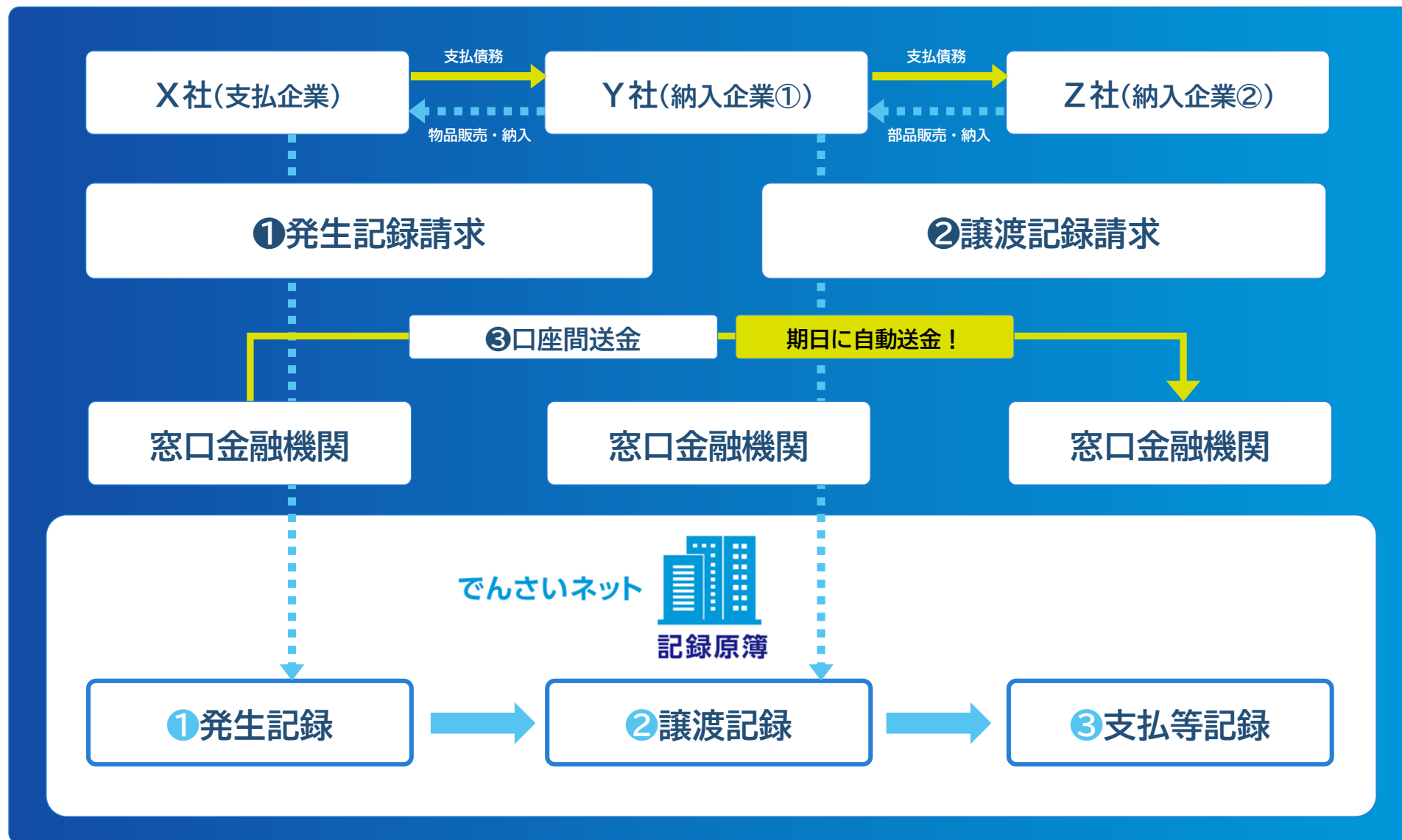
Point

- ・ 利用者番号は、お客様を特定する9桁の英数字(I(アイ)・O(オー)・Z(ゼット)を除く)の番号です。
- ・ 取引先と取引金融機関が異なっても、でんさいの取引(振出・譲渡等)は可能です。
- ・ でんさいを受取および譲渡にだけ利用することが可能な「債権者利用限定特約」もあります。

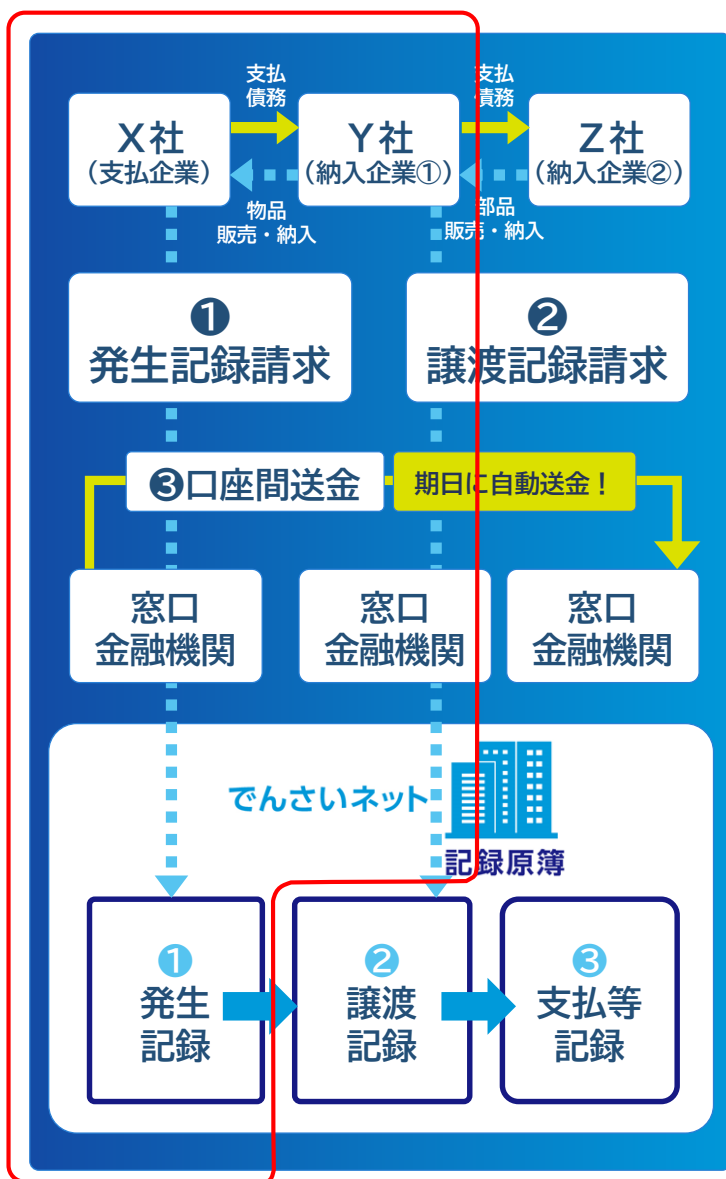
- 記録請求を受ける相手方を限定するため、「指定許可機能」があります。この機能により、取引先以外からの誤請求を防止することができます。



※金融機関により取扱可否が異なります。利用にあたっては、事前に「指定許可先」を登録しておく必要があります。



取引方法(①発生記録請求(手形振出に相当))



支払企業/X社（債務者）

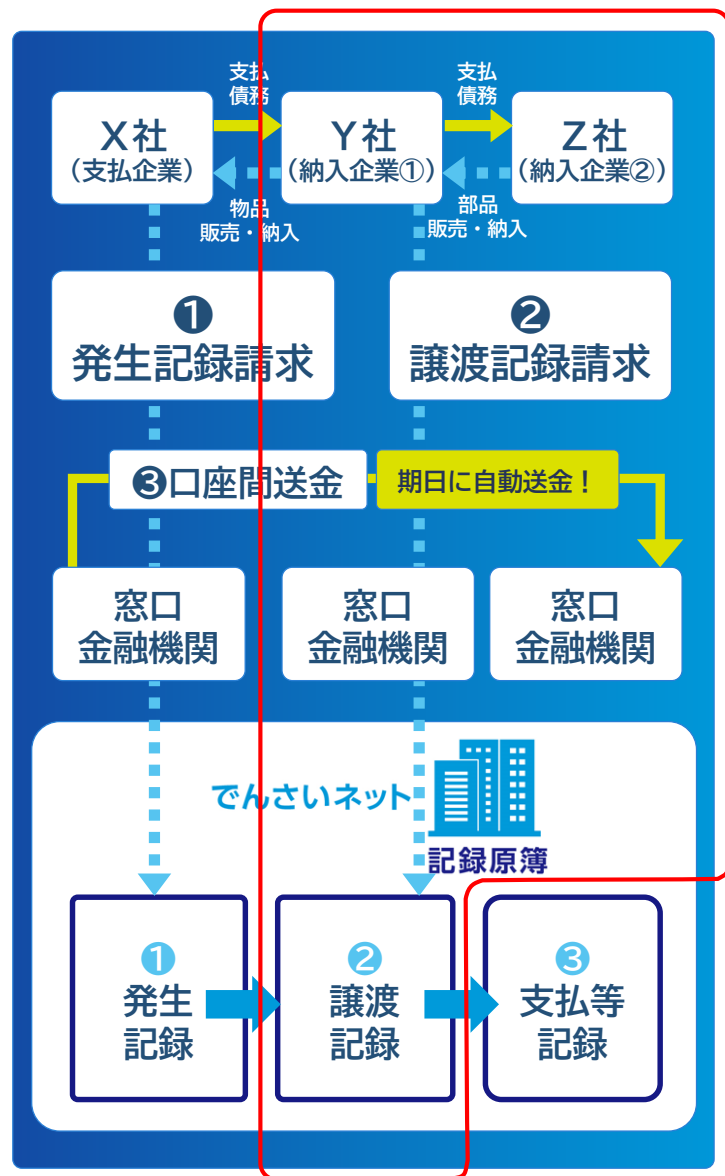
インターネットバンキング等を利用して、支払情報（債権金額・支払期日等）を入力（請求）。
事務負荷を平準化するため、発生記録日（振出日）の1か月前から予約請求が可能（予約期間中は取消可能）。

納入企業①/Y社（債権者）

発生記録の結果通知（電子メール）を受け、インターネットバンキング等を利用して「でんさい」の内容（債権金額・支払期日等）を確認。

手形	でんさい	備考
手形金額	債権金額	1万円以上100億円未満（日本円のみ）
振出日	発生記録日	発生記録の効力が生じる年月日
支払期日	支払期日	発生記録日の7営業日後から10年後
振出人	債務者情報	利用者番号、決済口座情報
受取人	債権者情報	利用者番号、決済口座情報

取引方法(②譲渡記録請求(手形裏書譲渡に相当))



納入企業①/Y社 (譲渡人)

インターネットバンキング等を利用して、
譲渡情報(譲渡日・譲渡先情報等)を入力(請求)。

Point 必要な金額を分割して譲渡することが可能
(手形の分割振出が不要になる)。

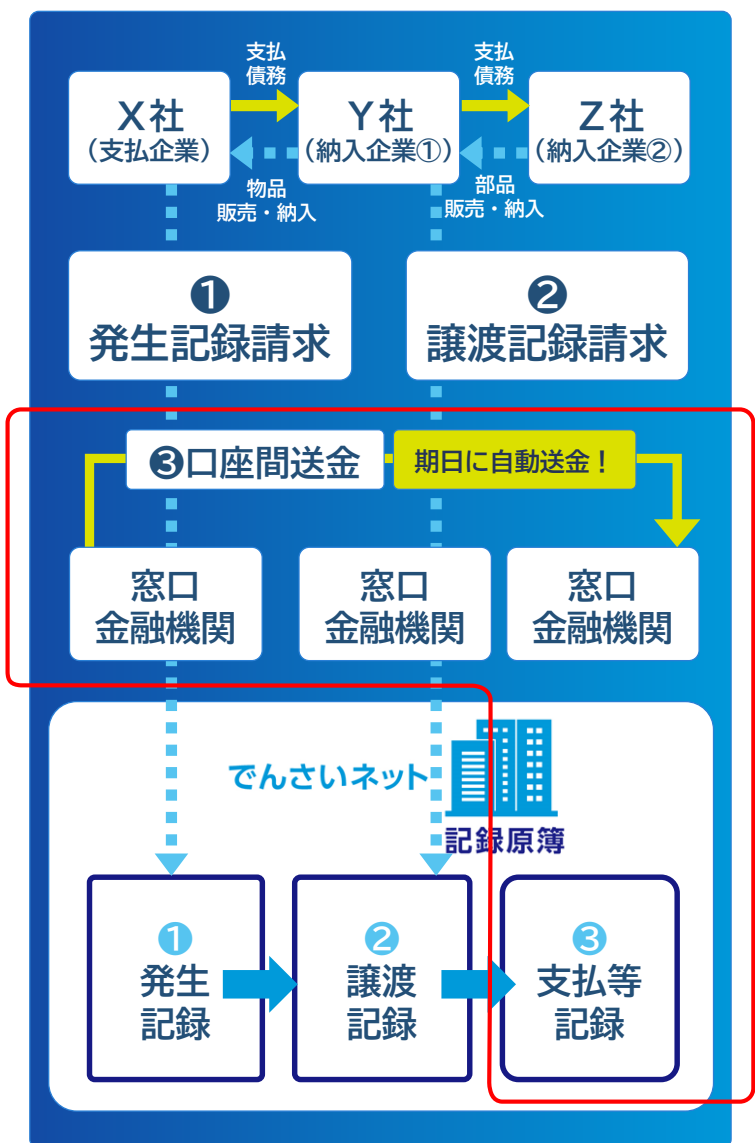
譲渡記録には、譲渡人の保証がセットされる。
(支払遅滞が生じた場合に遡求義務を負う)。

納入企業②/Z社 (譲受人)

譲渡記録の結果通知(電子メール)を受け、インターネットバンキング等
を利用して「でんさい」の譲受内容(債権金額・支払期日等)を確認。

手形	でんさい	備考
裏書日	譲渡記録日	支払期日の7営業日前以前の日
裏書人	譲渡人情報	利用者番号、決済口座情報 ※譲渡人と保証人は同一人
	保証人情報	
被裏書人	譲受人情報	利用者番号、決済口座情報
—	分割金額	分割する金額(分割譲渡する際に入力)

取引方法(③口座間決済(手形取立に相当))



支払企業/X社 (債務者)

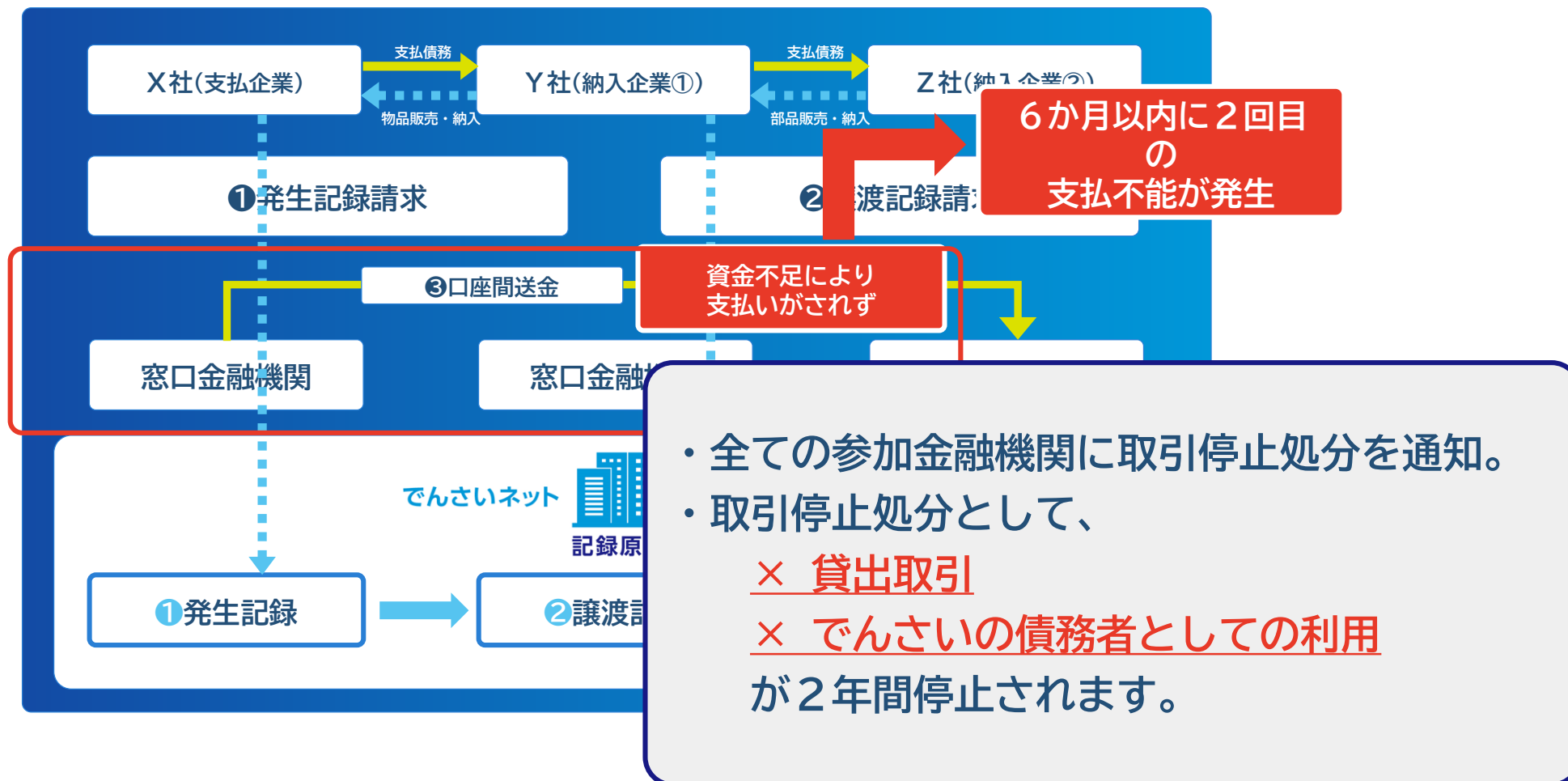
支払期日までに決済口座に決済資金を準備(入金)。

納入企業②/Z社 (譲受人/債権者)

決済口座に「でんさい」の決済資金が入金されていることを確認。

手形	でんさい	備考
—	支払等記録日	支払等記録が記録された年月日
—	支払金額	支払金額(債権金額)
—	支払者情報	利用者番号、決済口座情報
—	被支払者情報	利用者番号、決済口座情報
—	債務消滅原因	口座間送金決済

支払不能処分制度



※支払不能が生じた旨は、支払期日の3営業日後に通知されます。

(支払期日に口座間送金決済がされなかった時点(支払不能通知前)で、支払履行遅滞となります。)

※債権者が、支払を猶予した場合でも、その旨を事前取引金融機関に届け出ないと、支払不能となります。

A株式会社 ・ 業種：卸売業 ・ 設立：1960年

方針 手形による支払を**原則ゼロ**

➡手形的利用ができ、かつ全国の金融機関で取扱いが可能な
でんさいを採用

導入の効果

- 業務時間 平均43時間/月 → 平均4時間/月 **1/10に軽減**
- 印紙税 平均42万円/月 → 平均0.4万円/月 **1/105に削減**
- 支払方法別金額割合 手形97% → でんさい97%(残りは手形、振込等)

■ でんさい切替率向上に向けた取組

- ・ でんさいの受取未利用先への一斉アンケート・個別企業への電話や面談交渉

■ 取引先がでんさいの受取利用に至らない理由

理由	対応策
I Bを利用していない	I Bなしでも利用可能な金融機関を紹介
手形との二重管理を不便に感じる	一部切替でもメリットが出ることを説明
社内システムの変更が必要となる	システム更改以外にマイナーチェンジでも対応できないか確認
手形の裏書先が対応していない	裏書先への説明を依頼
グループの方針として利用しない	取引先から取引先親会社に利用を依頼

手形支払ゼロに向け、引き続き取引先に切替の案内継続中

B株式会社 ・ 業種：卸売業 ・ 設立：1955年

方針

親会社の方針に合わせ、でんさいの取扱いを検討
経理担当部署以外にもでんさい導入の理解が得られたのち、
でんさい導入を決定

導入の効果

■ 領収書の発行が不要

年間10万円のコスト削減

■ 手形現物の保管・取立が不要

月平均30枚の取立手形減少

■ 取引先からの入金が確実

資金繰りの精神的負担軽減

■ でんさい受取利用に向けた取組

(導入前)社内勉強会



でんさい受取スタート

(導入後)取引先との調整

メリットを社内共有することで、
その後の導入がスムーズに

導入時には断られた先に対しても
定期的に案内を実施

■ でんさい受取のデメリットと対応策

デメリット	対応策
管理対象が1つ増えた	管理業務をルーティン化
受信メールが増えた	メールではなく、でんさいの画面上で債権を確認

たとえ受取方法が1つ増えても、手形1枚を受け取るより、でんさい1件を受け取る方がラクです。
まず取引金融機関にご相談ください。

- 支払企業は以下の機能を活用することで、事務を削減・平準化できます

予約請求

- 1 カ月先までの日付を指定した予約請求が可能

発生記録の予約請求
 ・債務者:X社
 ・債権者:Y社
 ・債権金額:10,000,000円
 ・発生日:20xx年9月30日

発生記録成立
 ・債務者:X社
 ・債権者:Y社
 ・債権金額:10,000,000円
 ・発生日:20xx年9月30日

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

事務の平準化が図れます。

一括請求

- 複数の発生・記録・分割請求を一括して実施

【お客様】



【金融機関】



【でんさい】



記録請求
 ・A社宛発生
 ・B社宛発生
 ・C社宛発生

複数の取引先でも簡単処理が可能です。

利活用(期日振込との比較)

〈対応例（9月分の請求金額の資金決済を11月末に行う場合）〉



※振込予約可能期間は金融機関によって異なります。

支払期日の7営業日前までに発生記録請求を行う必要があります。

受取企業で、でんさい入金に係る手数料が生じる場合（金融機関によって異なります）があります。

- ・ 支払企業は、早期処理（業務効率化）が可能です。
- ・ 受取企業は、支払内容の確認と早期資金化が可能です。

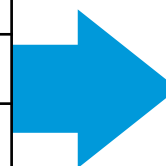
- でんさいの発生・譲渡時には、請求者Ref.Noとして、任意の英数字（40桁）を入力することが可能です。
- 請求書番号などを入力することで、何の支払であるかの確認が容易になります。

〈債務者（支払企業）から債権者（受取企業）へ送るでんさい情報のイメージ〉



X社
(債務者)

債権金額	10,000,000円
支払期日	20xx年9月30日
債務者情報	X社
債権者情報	Y社
Ref. No	40桁の英数字（任意） →請求書番号などを入力



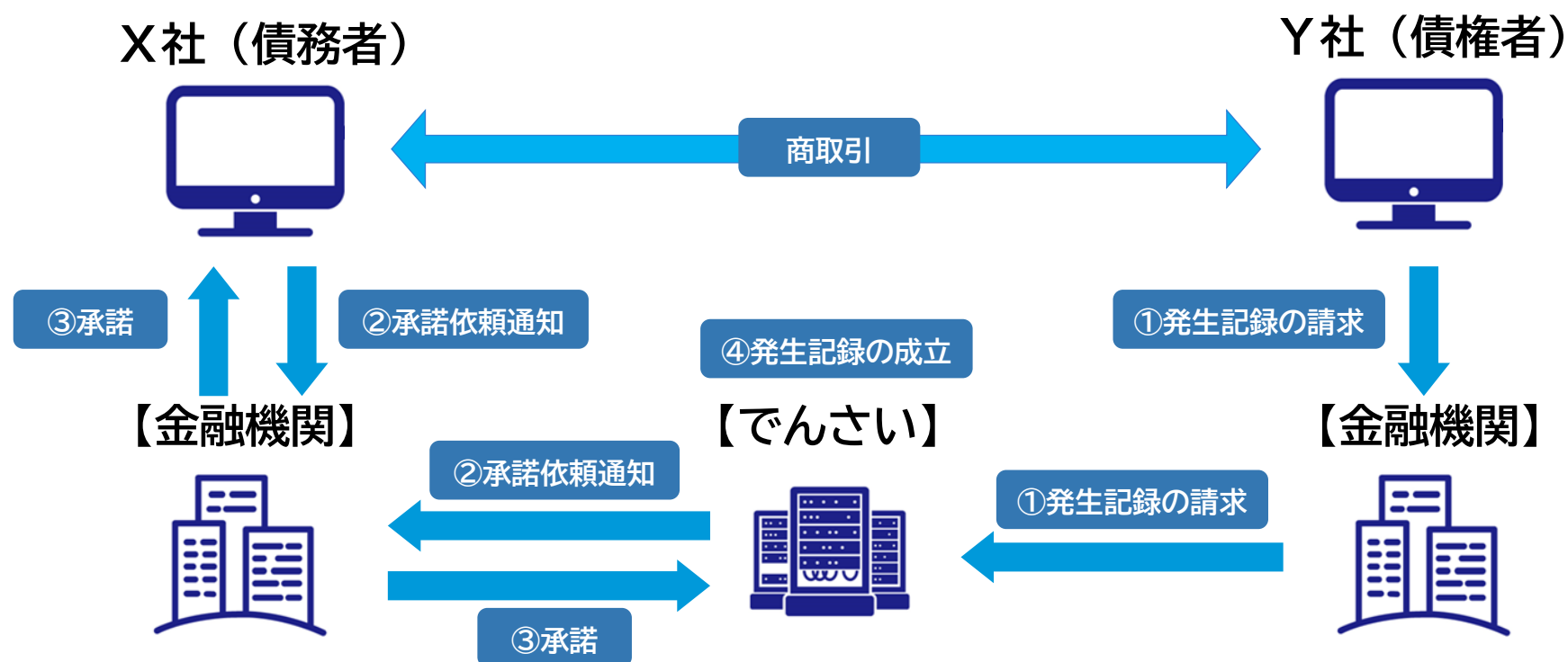
Y社
(債権者)

- ・ Y社（債権者）は、請求書番号が付随していることで、消込が効率化できます。
また、複数の商取引（請求書）を1つのでんさいで発生させた場合でも消込に迷いません。
- ・ X社（債務者）も、どの商取引の支払かあとから簡単に確認できます。

利活用(債権者請求方式)

- 債権者請求方式とは、でんさいの発生記録請求を、債権者が請求し、債務者が承諾する方式です。

〈債権者請求方式の取引イメージ〉



否認または未承諾で5銀行営業日経過⇒発生記録不成立

- ・ 支払企業（X社、債務者）は、でんさいの発生忘れの防止ができます。
- ・ 受取企業（Y社、債権者）は、自らでんさいの発生を管理できるため、消込負担がなくなります。

株式会社〇〇社 様

【利用番号】123456789

電子記録債権に係る残高証明書

株式会社全銀電子債権ネットワーク (印)

貴社を電子記録債権に係る当事者、株式会社全銀電子債権ネットワークを電子債権記録機関とする、「でんさい」の金額(残高)および件数は下記のとおりです。

なお、本残高証明書は、でんさいネットシステムの記録原簿に記録されている、「でんさい」の残高および件数を証明するものです。本残高証明書に掲載される残高および件数の留意事項につきましては、裏面「電子記録債権に係る残高証明書に関する留意事項」をご参照ください。

記

1. 基準日
2016年12月31日

2. 残高証明の対象となる決済口座
A 銀行B支店
当座 0011223

注)一つの利用契約に複数の決済口座が登録されている場合でも、一つの決済口座情報のみ掲載しています(次ページ以降についても同様となります)。

3. 残 高

(1) 債権残高	件数合計	2 件
	残高合計	300,000,000 円
(2) 債務残高	件数合計	1 件
	残高合計	200,000,000 円
(3) 電子記録保証残高	件数合計	1 件
	残高合計	100,000,000 円
(4) 特別求償債残高	件数合計	1 件
	残高合計	50,000,000 円
(5) 求償債残高	件数合計	0 件
	残高合計	0 円

以 上

- 「残高証明書」を利用することで、**基準日の残高確認が容易**となります。
- 「残高証明書」には、基準日時点でお客様が債権者・債務者等として記録されている**「でんさい」の合計件数・金額等**を掲載しています。

※手形の場合、振出分について手形帳の控えを集計し、受取分については取立手形の残高証明書を取得する必要があります。

ご清聴いただき
ありがとうございました